

本当に必要な方のための駐車場利用制度

「パーキングパーミット」の申請が市役所でできます

■問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係
☎75-4823

6月から多久市役所でも『佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）』の申請・交付を行っています。

県は、身体障害者や高齢者、妊産婦など本当に身障者用駐車場利用証を必要とする方のために駐車スペースを確保する『佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度』を平成18年7月、全国で初めて実施。今年2月1日現在では全国17県・2市の自治体で導入され、相互利用が広がっています。

この利用証の申請窓口が6月から県内の各保健福祉事務所や市・町など35か所に新設。多久市役所でも手続きができるようになりました。本人または同居の家族の方が必要書類を持って窓口にお越しください。手数料は無料で、原則即日交付します。

利用できる方		申請に必要な書類
身体に障害のある方で歩行が困難な方		身体障害者手帳の写し
一時的に歩行が困難な方	けがや病気の方	身分証明書、診断書の写し
	妊産婦の方	身分証明書、母子手帳の写し
高齢者で歩行が困難な方（要介護1以上の方）		身分証明書、介護保険被保険者証の写し
難病等により歩行が困難な方	難病患者の方	身分証明書、特定疾患医療受給者証の写し
	療育手帳の障害の程度「A」の方	療育手帳の写し

■申請窓口

※詳しくは、申請窓口までお尋ねください。

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分

※佐賀中部保健福祉事務所（☎30-3600）など各保健福祉事務所も窓口です。



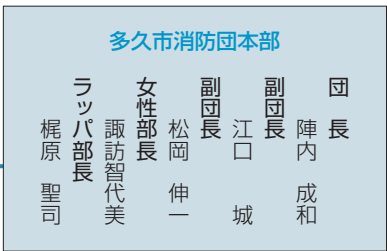
利用証は、有効期間の違いが分けるグリーンとオレンジ色の2種類があります。



県と提携を結んだ様々な店舗やホテルなどの施設に駐車スペースが分かるマークが標示



▲陣内団長



地域を守る多久市消防団

新体制で活動スタート

■問い合わせ

総務課 消防交通係
☎75-2112

5月1日、多久市消防団幹部辞令交付式が市役所で行われました。陣内成和団長や幹部団員に辞令が渡され、各分団には新入団員も加わり、地域の安全・安心を守る消防団が新体制でスタートしました。地域防災の要として活躍する団員は370人。ポンプ操法実技演習や救急法訓練をはじめ、多久市消防団訓練大会、全国火災予防運動（春・秋）に合わせた署・団合同防火演

習など定期的な各種訓練で、もしもの事態に備えます。また、水害や土砂災害などにも組織力を発揮し、市民の生命、身体、財産を守ります。今年度は、ラッパ隊が佐賀県消防操法大会（7月31日に有明佐賀空港で予定）に、女性部が全国女性消防操法大会（10月19日に横浜で予定）へ出場します。実力発揮に、市民のみなさんの声援をお願いします。

